

国住指第3833号
平成20年1月31日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認申請支援センターの積極的な活用について

貴職におかれましては、改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組にご尽力いただいておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、平成19年12月10日付け国住指第3389-2号「改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組について」によりご案内しましたとおり、構造設計者に対し、建築構造基準の見直しへの対応、新しい申請図書の作成方法等を面談方式で直接アドバイスする建築確認申請支援センター（以下「サポートセンター」という。）については、(社)日本建築士事務所協会連合会（<http://www.njr.or.jp/>）、(社)日本建築構造技術者協会（<http://www.jsca.or.jp/>）等の関係団体の協力のもと、別添のとおり、各都道府県に設置されているところであります。

つきましては、構造設計者をはじめとする関係者に対し、貴管内におけるサポートセンターの活動を十分に周知するとともに、下記により、建築主事、指定確認検査機関、構造計算適合性判定の実施機関である都道府県知事及び指定構造計算適合性判定機関（以下「審査機関」という。）とサポートセンターが密接に連携を図り、その積極的な活用が図られるようお願いいたします。

また、貴管内特定行政庁、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 審査機関は、確認審査又は構造計算適合性判定の手続きの円滑化を図るうえで、サポートセンターの活用が効果的と考えられる場合*には、適宜、申請案件を担当する構造設計者に対し、サポートセンターの利用を勧奨するものとする。

※例えば、指摘事項に対する追加説明書の内容等にかんがみ、建築構造基準についての理解が十分でないと考えられる場合

2. サポートセンターは、必要に応じ、審査機関に指摘事項の内容を確認した上で、当該構造設計者に対し、指摘事項への対応方法等について助言を行うものとする。なお、サポートセンターの利用申込みに際しては、あらかじめ当該構造設計者から、審査機関の守秘義務解除に関する同意を得るものとする。